

## みらいとうぶ（志賀町分譲地）申込みの手引き 【随時募集】

### 1. 申込者の資格

申込みされる方は、次のすべての項目に該当することが必要です。

- (1) 志賀町に定住を希望し、住民登録のできる方。
- (2) 本契約締結後、3年以内に自己の住宅建設工事に着手できる方。
- (3) 税金等の公的な支払いを滞納していない方。

### 2. 分譲の条件

- (1) 土地の分譲は、1世帯1区画とします。

※2名以上（共有）での申込みも可能ですが、この場合でも1区画のみの申込みとします。

- (2) 本契約締結日から10年間は転売及び賃貸等はできません。

【10年間の買戻特約を設定します。】

- (3) 建築物は戸建住宅とします。

※兼用住宅の場合

住居部分が全体の2分の1以上で、店舗等の広さが50㎡以内

<例> 事務所、日用品の店舗、理髪店、学習塾など

### 3. 申込みの受付期間および分譲方法

- (1) 受付期間

平成30年10月1日（月）から

午前8時30分～午後5時（但し、土・日・祝日を除きます。）

- (2) 分譲方法

分譲区画が完売となるまで随時募集とします。

#### 4. 申込み方法等

##### (1) 受付場所

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

志賀町役場 まち整備課（本庁舎2階）

TEL：0767-32-1111（代表） 0767-32-9211（直通）

##### (2) 申込み必要書類

- ・みらいとうぶ土地売買申込書・・・1通
- ・申込者および同居全員の住民票（1ヶ月以内に取得したもの）・・・1通

##### (3) 申込み方法

購入希望者は、申込書を受付場所（まち整備課）に直接持参して下さい。

なお、不明な点等があれば、提出前に必ず職員に確認してください。

#### 5. 契約締結等

(1) 譲受人に決定したときは、みらいとうぶ土地売買決定通知書を交付します。

(2) 売買契約の締結は、決定通知後から15日以内に行うこととします。

(3) 譲受人が契約を締結しない場合は、譲受人としての資格を取り消します。

#### 6. 売買代金の支払い方法

売買契約後、30日以内に土地代金等を納入通知書により、支払っていただきます。

また、土地代金のほか、水道(75,600円)及び下水道負担金(200,000円)が必要です。

#### 7. 所有権の移転

(1) 売買代金の支払いが行われたときに所有権が移転し、物件を引き渡したものとします。

(2) 売買契約および所有権の移転登記に関する必要な費用（収入印紙、登録免許税等）は、すべて譲受人の負担となります。

## 8. 違約金等（契約の解除）について

(1) 3年以内に住宅建設に着手できなかった方は、最大2年の期限延長ができます。

(2) 契約の解除及び期限延長に伴う違約金等の取扱い

項 目	3年以内に住宅建設に着手できなかった方		5年以内に住宅建設に着手できない方
	契 約 の 解 除	2 年 間 延 長	
違 約 金	30万円	無	50万円
土地売買契約	契約に基づき町が土地を買戻す	—	契約に基づき町が土地を買戻す
水道および下水道負担金	返還なし	—	返還なし
奨 励 金	—	対象外	—

## 9. 物件概要（説明）

所 在 地：石川県羽咋郡志賀町高浜町

土地の地目：宅地

都市計画法：都市計画区域（非線引区域）

建築基準法：建ぺい率70% 容積率200%

道 路：公道（町道）【幅員6m又は12m】

電 気：北陸電力(株)

電 話：西日本電信電話(株)

上 水 道：志賀町役場まち整備課上下水道室

下 水 道：志賀町役場まち整備課上下水道室

ガ ス：プロパンガス

売 主：羽咋郡志賀町